

- 巻頭言 中華民国（台湾）法務部主催の「国際フォーラム」に参加して 1~2
- 特集 平成27年度海外調査事業（イギリス・ドイツ）活動報告・タイエスト版 2~4
- 寄稿 司法面接 5
- センター紹介 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター 6
- 用語解説 国外犯罪被害弔慰金等支給制度 7
- 全国のワンストップ支援センター設置状況 8
- お知らせ・編集後記 8

第22号

2017.3.15 発行

公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国语大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

卷頭言

中華民国（台湾）法務部主催の 「国際フォーラム」に参加して

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

副理事長 ● 田村 裕（こうち被害者支援センター顧問・弁護士）

去る2016年12月16日、台北市で開催された国際フォーラムに参加し、我が国における犯罪被害者支援の現状について紹介してまいりました。

1. 主催者は、台湾法務部のほかに、台湾更生保護協会、法務部保護司協会、犯罪被害者保護協会によるものであり、法務部長（大臣）をはじめ、高等法院検察庁検事長クラスの検察高官、国立台北大学、中央警察大学などの学位（博士号）を持った刑事法系の教授クラスの学者、主催者団体の理事長ら役員、約200名が参加しました。

フォーラムのテーマは、「更生保護と犯罪予防－協力の強化と未来への挑戦－」であり、刑事政策の一貫として、更生保護と保護観察の下で、非行行為者を社会の順良な一員として更生させることにより、犯罪を予防し、社会の安全を確保しようとする試みであります。犯罪被害者支援とこのテーマとの間には、若干の「ずれ」があります。

こうしたテーマとの関係もあって、この国際フォーラムに招聘された講演者は、私のほかに、シンガポールの社会復帰施設の運営者である梁西門（Simon Neo）牧師と東京医科歯科大学大学院の岡田幸之教授（精神行動医科学）の二氏でしたが、紙幅の関係で内容の紹介は割愛させて頂きます。

フォーラムは邱太三法務部長（大臣）の挨拶に始まり、講演者ごとに三枠のセッションが設けられ、講演者によるそれぞれのスピーチに引き続いだ後、法務部高官や学者がパネリストとなって論評を加えるというものでした。同時通訳を通してのことでしたので、そ

の場での理解は今ひとつでしたが、前もって送付しておいたパワーポイントその他の資料の原文に中国語の翻訳がつき、パネリストによる詳細な論評（中国語）が会議資料（Conference Manual）にまとめられ配布されておりましたので、言語の壁を超えて有意義で質の高い議論が効率よく実施されたものと考えます。

2. 私のセッションでは、「日本における犯罪被害者を支援することの社会的使命と犯罪被害者の権利宣言」と題して講演をさせて頂きました。

我が国において犯罪被害者支援活動に携わる者としては公知の事実ですので、内容について繰り返すことはいたしませんが、我が国における犯罪被害者支援体制の推移を黎明期、創成期、発展期に区分して説明するとともに、前もって台湾主催者当局から強い関心が寄せられていた「犯罪被害者の権利宣言（1999年全国ネットワーク発表）」に説明を加え、併せて「犯罪被害者の支援に携わる者の新・倫理綱領（2016年全国ネットワークが旧倫理綱領に代えて策定したもの）」と犯罪被害者等基本法（2004年）のあらましについて紹介させて頂きました（これらの翻訳文は、すべて会議資料に収録されました）。

被害者支援について、我が国が克服すべき課題として①国による充実した補償制度（Compensation）を確立し、②どこでも、そして24時間いつでも支援できる体制を構築することを挙げ、フォーラムのテーマとの関係では、「被害者の権利」と「加害者の権利」の衝突に言及し、被害者の利益を考慮することが「加害者の社会復帰の理念」を否定する

田村副理事長の講演の様子。たくさんの聴衆が熱心に聴講した

2ページに続く

ものであってはならないが、しかしそうは云っても、社会が被害者の権利を認識し、被害者を支援することによってその回復を助けることは、社会の使命 (Social Mission) であることを強く訴えてまいりました。

これに対し、私のセッションにおいてパネリストを務められた張麗卿教授(国立高雄大学・法学博士、台湾刑事法学会理事長)は、日本の犯罪被害者支援活動における切れ目のない支援、行き届いた支援の理念は「私達が見習い学習する価値がある」と論評をされるとともに、台湾法制(犯罪被害者保護法 1998年)では、未だ認められていない被害者による刑事訴訟手続きへの

講演の関係者の皆様と一緒に

参加の必要性を強く訴えておられました。

会場からは、テーマとの関係もあってか、「司法和解」について質問があり、我が国での「刑事手続を利用した和解」や「民間(弁護士会)での司法和解」の枠組はあるものの、いずれも利用は低調だと答えておきました。

3. この20年、我が国の犯罪被害者支援活動に携わってきた多くの先達が、欧米におけるより進んだ被害者支援文化に強い感銘を受け、学習を重ねて今日の我が国の犯罪被害者支援体制を構築してきたように、台湾での今回のフォーラムを切っ掛けに、そして同国の著名な刑事法学者に我が国の犯罪被害者支援活動を認識して頂いたことにより、台湾において新しい被害者支援運動が立ち上がり発展する一助になることを祈念して、この報告の結びと致します。

張麗卿教授のコメント

田村副理事長の素晴らしい報告に感謝いたします。私達は犯罪被害者の権利の保障を更に積極的で着実に行い、犯罪被害者とその家族が援助を受ける権利を規範付ける必要性を包括的な視点から考慮する必要があります。そのため立法者には、政府に対してそれらを働きかけることを希望します。